

台東区災害廃棄物処理計画 概要版

1. 目的・位置付け

台東区では、災害に伴い発生した災害廃棄物の処理を迅速に、安全かつ衛生的に行うとともに、リサイクルや環境に留意した対応を図ることにより、災害発生後の衛生環境を確保し、速やかな復旧・復興に資することを目的として「台東区災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という）を策定する。



本計画は「災害廃棄物対策指針」等に基づき策定するものであり、「台東区地域防災計画」と整合を図りながら、「台東区一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する基本的事項を補足する計画として位置付けるものである。

2. 計画の対象とする災害と廃棄物

(1)対象とする災害

対象となる災害	被害想定
地震災害	東京湾北部地震、マグニチュード7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒
風水害	荒川流域で3日間の総雨量が632mmの降雨

(2)対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	被災生活ごみ	被災した区民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）	○
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類等が多い）	○
	し尿	被災施設の仮設トイレのし尿	○
	災害がれき	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じた廃棄物 損壊家屋の撤去等で発生する廃棄物	○
	片付けごみ	損壊家屋や水没した家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）	○
事業系一般廃棄物		被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）	○
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※太枠内が本計画の対象となります。

(3) 災害廃棄物(災害がれき・片付けごみ)の分別区分

災害廃棄物の分別区分は下記の12区分である。

- ①可燃物 ②畳 ③木くず ④不燃物 ⑤金属くず ⑥コンクリートくず ⑦アスファルトくず
 ⑧家電 ⑨自動車 ⑩危険物 ⑪有害廃棄物 ⑫分別困難な混合物

<災害廃棄物の例>



3. 災害廃棄物処理の大まかな流れ



出典：災害廃棄物対策の基礎（環境省）一部加工

4. 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においては、できる限り平時に近い状態で廃棄物を迅速かつ適正に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次のとおりに基本方針を定め、具体的な取り組みを進める。

- (1) 迅速かつ安全・衛生的な対応・処理
- (2) 分別・リサイクルの徹底
- (3) 区民や事業者への分かりやすい排出方法の広報
- (4) 効率的な処理
- (5) 環境に配慮した処理



5. 時期区分ごとの対応

発災後、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから時期区分ごとに対応を例示する。

時期区分	期間の目安	対応
災害応急対応期	初動期	発災後3日以内 人命救助が優先される時期 →体制整備、被害状況の確認、資機材の確保等
	応急期(前半)	発災後数日～3週間以内 避難所生活が本格化する時期 →主に優先的な処理が必要な廃棄物を処理
	応急期(後半)	発災後数日～3か月以内 人や物の流れが回復する時期 →災害がれきの本格的な処理に向けた準備等
復旧・復興期	発災後数か月～3年以内 避難所生活が終了する時期 →災害がれきの本格的な処理等	

6. 被災廃棄物・災害廃棄物の処理

(1) 被災廃棄物(生活ごみ・避難所ごみ)

家庭等の廃棄物は、通常の分別ルール(収集頻度等を変更する可能性あり)のとおり排出し、収集・運搬等を行う。

(2) 被災廃棄物(し尿)

下水道へ直接処理(投入)することを原則とする。し尿処理にあたり携帯トイレ、簡易トイレ等を活用した場合は、専用の収集車両等による収集・運搬を行う。

(3) 災害廃棄物(片付けごみ)

被害を受けた家屋等からは、大型の家財道具を中心とした様々な片付けごみが排出されるため、区民の排出段階から分別を徹底し、速やかに収集・運搬を行い、適正に処理する。

(4) 災害廃棄物(災害がれき)

人命救助・行方不明者捜索のため、道路上の障害物の除去を行い、除去したがれきなどを応急集積所や一次仮置場に分別して収集・運搬し、適正に処理を行う。

7. 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所である。被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな処理・処分を行うために設置する。種類と用途は、以下のとおりである。

種類	用途	設置者
応急集積所	人命救助・行方不明者捜索や道路啓開などの応急活動によって撤去した道路上の障害物等の一時的な保管場所として使用する。	台東区
地区集積所	被災した区民が片付けごみ等を分別し自ら持ち込むため、身近な場所に設置し一時的な保管場所として使用する。	
一次仮置場	地区集積所等から収集した片付けごみ及び災害がれきを集積し粗選別後、処理施設又は二次仮置場へ排出するまでの間保管する場所として使用する。	
二次仮置場	各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し選別した後、破碎又は焼却等の処理までの間保管するため、都有地などに設置する。仮設の破碎処理施設や資源の一時保管場所を併設する場合もある。	特別区

8. 区民への情報発信

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法やルール等についての区民の理解が重要である。排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止など）、仮置場の設置・運営等の情報について、平時より分かりやすく発信する。

項目	初動期	応急期(前半)	応急期(後半)	復旧・復興期
	発災後3日程度	発災後3週間程度	発災後3か月程度	発災後3年程度
手段	ホームページ、報道発表、SNS			
	防災行政無線・広報車		広報紙	
	公共施設・避難所等の掲示板・避難所での説明			
			町会回覧・掲示板	
内容(例)	生活ごみ収集	排出(分別)方法、収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	し尿処理	収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	問合せ先	各種問合せ、相談窓口の設置		
	災害がれき、片付けごみ排出ルール		排出(分別)方法	
	仮置場の設置・運営状況	場所、期間、持込み方法等		
	廃自動車等の確認	所有者確認、場所、手続き等		
	被災家屋の取り扱い	対象物件、期間、手続き等		
	災害廃棄物処理実行計画	処理フロー、処理方法等		
	災害廃棄物処理の進捗状況			処理の進捗状況、今後の見込み

台東区災害廃棄物処理計画 概要版

令和3年3月発行（令和2年度登録第59号）

台東区環境清掃部 清掃リサイクル課

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 電話 03(5246)1018

古紙再生紙を使用しています。